

長浜市人権尊重審議会（平成22年度 第1回）議事録

開催日時	平成22年10月26日(火)午前10時～11時30分
開催場所	長浜市役所別館2階 第1委員会室
出席委員	真山委員、荒木委員、富永委員、池田委員、渡辺委員、北川委員、徳田委員、野田委員、岸田委員、中橋委員、中村委員（11人）
欠席委員	池野委員（1人）
事務局	松宮理事、国友参事、大塚副参事、西田（4人）

1. 開会

【事務局】 定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、平成22年度第1回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。＜長浜市人権尊重都市宣言 唱和＞

2. 委員の委嘱

【事務局】 このたび、「人権が尊重されるまち長浜」の実現をめざし、学識経験者・各種団体代表者、および市民の皆さまのご意見を頂戴し、人権施策の推進に向けた重要事項を審議する機関として、長浜市人権尊重審議会の設置を行うこととなりました。

ここに、12名の皆さまに委員としてご就任をお願いしております。なお、本日、池野正代様はご欠席です。

それでは、市長より委嘱書をお渡しさせていただきます。

＜市長から各委員へ委嘱書交付＞

3. あいさつ

【事務局】 それでは、開会にあたりまして、市長からごあいさつ申し上げます。

【市長】 本日は大変お忙しい中、長浜市人権尊重審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃から市政全般にわたりご支援、ご協力を賜り、また、このたびは、審議会の委員をお引き受けいただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、人権の尊重が平和の礎であるという思いをこめ、「21世紀は人権の世紀」と言われて久しいところですが、未だに世界では地域紛争やテロなどで、多くの犠牲者が出ています。また、国内でも幼児虐待や無差別殺人事件・いじめなど、毎日のように痛ましい事件が報道されています。人権の基本である尊い命が軽んじられる事件があとをたちません。このようなことを見聞きするたびに、改めて人権の大切さを思うところです。

こうしたなか、本市は、人権尊重都市として「あらゆる差別のない平和で明るいまち」を築くため、人権問題の解決に向け取り組んでいるところです。しかし、今日の社会変化の中で、複雑かつ多様化する人権課題は、行政の取り組みだけで解消できるものではありません。取り組むべき課題は多く、あらゆる分野にまたがり、社会のしくみや市民一人ひとりの意識とも深くかかわっています。そこで、家庭・地

域・NPO・企業などがスクラムを組んで、協働で取り組むことが大切であると思っています。

長浜市は、1月の合併後、人口は12万6千人を超え県内で2番目、面積は県内で最も広くなりました。「すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せにすごせる社会の実現」については、新長浜市政の大きな柱のひとつとして推進していきたいと思っています。

このような人権施策の中・長期的な方向性を示す基本計画の策定について、本日お集まりいただきました委員の皆様にご議論いただきたく、お願い申し上げます。

今回の委員の選定にあたりましては、県の市町村合併審議会の委員長を務められ、人権にも詳しい同志社大学の真山先生をはじめとして、学識経験者の皆さま、各団体の皆さまや、人権に造詣の深い市民の方にも参加いただいております。

それぞれのお立場やご経験を生かしていただきまして、忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【事務局】 それでは、議事に入る前に、委員の皆さまに、ひとことずつ自己紹介をお願いいたします。

<各委員、自己紹介 → 事務局職員、自己紹介>

(市長退席)

4. 長浜市人権尊重審議会の設置について

【事務局】 本日の資料の確認と、長浜市人権尊重審議会の設置につきまして、事務局よりご説明申し上げます。

<配布資料の確認、資料 P.4～5にもとづき、審議会設置について説明>

5. 議 事

①会長および副会長の選出

【事務局】 議事に入らせていただきますが、会長が選出されるまでの間は、事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の会長・副会長の選出に入らせていただきます。

会長・副会長は、審議会の組織及び運営に関する規則第4条により委員の互選で選出すると定められておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

今回は、第1回めということで、初めての顔合わせということになります。事務局の方でご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【事務局】 それでは、会長を、真山達志さん、副会長を、富永喜久男さんをお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

では、ここからの進行は、会長の真山達志さんをお願いしたいと思います。

はじめに、会長のご挨拶をお願いします。

【会 長】 人権施策が重要であることは言うまでもなく、長浜市の中で通常行っておられる活動すべてに、どこかで人権という問題が関わってくるだろうと思います。

今回基本計画を策定する上で、人権擁護や差別の問題を直接扱う施策はもちろんですが、人権を扱っているとは意識していない部分でも、人権に対する配慮や視点というものが盛り込まれているかどうかを視野に入れた計画をつくっていかれたらと思っています。

私は、少し前まで、滋賀県人権尊重審議会の委員を務めさせていただきました。今は、甲良町の人権擁護審議会の会長をしております。あと、大阪市の人権施策のアドバイザーとしても活動しております。そういったところから、今回長浜市の方にも関わらせていただくことになりました。

どうか円滑に、この審議会の責務をはたせますよう、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

②会議の公開について

【会 長】 はじめに、「附属機関等の会議の公開等に関する要綱」により、原則、市の附属機関の会議は公開することとなっております。本審議会につきましても、資料6ページにごさいますように、会議の公開等に関する方針を定めております。本日のこの会議につきましては、公開させていただくことで、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

また、お手元の資料7ページに、傍聴要領(案)がございますが、この内容で傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、これを認めて本日は公開いたします。

<本日の傍聴者なし>

③(仮称)人権施策推進基本計画について

【会 長】 それでは、「(仮称)長浜市人権施策推進基本計画」の策定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 <資料にもとづき説明>

- ・基本計画の策定趣旨、背景(資料 P8～9)
- ・基本計画の策定体制(資料 P10～12)
- ・スケジュール(資料 P13～14)

【会 長】 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見・ご質問などございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

【委 員】 資料8ページの「計画の位置づけ」について質問させていただきます。

ひとつめに、この計画は、「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」第4条に規定する長浜市の人権施策を総合的に進めるための基本となる計画であるとされていますが、条例第5条に記されている「推進体制」は、計画の中に入れないのですか。

【事務局】 計画の中に反映させていただきます。

【委員】 ふたつめに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務に“対応”する計画とされているが、対応ではなく“遂行”ではないでしょうか。遂行する責任があると思います。

【事務局】 遂行しなければならないと思います。

【会長】 推進体制については、計画を作ったら、計画を推進する必要がありますので、計画の中に盛り込まれるべき内容だと思います。計画をいかに実現していくかという体制・方向性について、しっかり書き込む必要はあるかだと思います。

【事務局】 今のご指摘を受けて、反映させていただきたいと思います。

【委員】 資料12ページに、それぞれの関係部局と、個別分野・場面というのがありまして、「人権学習・啓発」の「地域」のところ、生涯学習・文化スポーツ課と人権施策推進課にまたがっています。どういう区分けをされていますか。

【事務局】 人権施策推進課では、自治会での人権学習を推進しています。また、公民館単位(旧6町では支所単位)での学習推進体制をとっており、地域ごとに人権のつどいなどを実施しています。

生涯学習・文化スポーツ課の方では、社会教育を補助執行しています。

地域の人権学習に直接関わるのは、人権施策推進課ですが、社会教育全般を補助執行していることと、人権学習は公民館を拠点としていることから、生涯学習・文化スポーツ課も、地域における人権学習・啓発に関わっているという位置づけです。

【委員】 なぜ、このようなことをおたずねするのかというと、この前の滋賀県人権教育研究大会の情報が、市のPTA連絡協議会の会長に知らされていなかったためです。そういった連絡は、どこが行うのでしょうか。

【会長】 それぞれ所管が分かれますと、情報がうまく流れないといったことがありますけれども、人権に関わる情報を流す窓口を一本化するしくみがつくれれば、一番理想なのかなと思います。そういった部分は、基本計画を策定する中で、推進体制の一部として考えていったらよいのではないのでしょうか。

【事務局】 私どもも、体制の中に問題があるという認識がありますので、委員の皆さんからご意見をいただいて、連絡体制・窓口といった点につきましても、計画に盛り込み、施策に反映していきたいと考えています。

【会長】 この計画は、市民の目線でご意見をいただいて作っていくということが必要かだと思います。計画骨子(案)には、検討すべきあるいは盛り込むべき項目があげられています。

今日はまず、この中で、「基本理念」を定めていくことが、一番重要なところだと思います。人権施策を考える上で、重要なポイントはこれではないかというご意見をいろいろと出していただいて、それを集約するかたちで、基本理念をいくつかまとめて、次回の審議会で案をお示しするかたちがとれればと思っております。

そこで、委員のみなさんのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 私は民生委員児童委員として地区会長をさせていただいていることから、地域の人権学習協議会の会長にもなっております。人権の学習会は、市民こぞって関心をもって取り組む必要があると思いますが、まだまだな状況です。

私が、人権に関わるようになったのは、職場で企業内同和の窓口をさせていただいたのがきっかけですが、こういったポジションにいる者だけでなく、市民が広く学習できるような機会を作っていただきたいと思います。「人権というものは、私たちの生活のすぐ身近にあるものだ」ということが、頭でわかっているけれども、なかなか心でわかるまではいきません。

人権尊重都市推進会議でも、もう一步踏み込んで推進していきたいと思っています。

【会長】 まさに日常生活の中で、感覚的に人権のことが考えられるようになるには、まだまだ学習が必要だということです。単に知識としてではなく、そういう学習を進めていく点が大切かと思っています。

【委員】 人権＝同和という意識がいまだに強いと思います。しかし、人権問題というのは、同和問題だけでなく、若者から老人までという PR が必要なのではないのでしょうか。自分のこととしてすべてが人権に関わっているという PR が大切なのではないのでしょうか。

【会長】 生まれてから死ぬまでの人生すべてに人権に関わり、いまや、人権は特定の人・場所の問題ではないという PR が必要との側面はあると思います。最近では、生まれる前からの、胎児の段階からも、人権を考えていかなければならないともいわれています。

【委員】 昔は、人権の学習というと、各種団体などに動員をかけて学習するようなことがありました。私たちの年代は、人権の学習会というと「同和」のイメージをもっていましたが、「人としての権利」として人権を捉えることで、若い人たちにも理解してもらいやすいのではないのでしょうか。

【会長】 人権＝同和からの脱却をいかにスムーズに進めるか、もちろん同和問題が完全に解決しているとかそういうことではないのですが、新しい人権の視点を学んでもらうということが、大切になってきていますね。

【委員】 1ページの基本理念の中で、「すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現をめざします」とあります。この言葉を、もう少し具体的な、わかりやすい表現におきかえてはどうかと思います。

私としては、人生に対する共通の願いというのは、「健康で、安心して、安全に人生を全うしたい。」この思いは、全世界共通の願いであると思います。

より具体的に、この願いをどのように実現していくのか、どう生きるかを考えることが大切ではないのでしょうか。「あ、そうなんだ」とピンとくるようなかたちで、表現を考える必要があると思います。

【会長】 「基本的人権の尊重」という言葉は、大変美しい言葉ではあるのですが、もっとわかりやすく表現するということが必要かもしれません。

【委員】 漠然と基本理念といっても、幅が広いので、資料の9ページにも重要な課題として、女性・子ども・しょうがい者といった具体的な言葉がでてきていますので、それ

それをどういうふうにしていったらよいか、具体的なものを積みあげることで、最後に理念に行き着くのではないのでしょうか。

最終的には、「すべての人が幸せになれる」ということが根本にあるのですが、それぞれの立場から考えるということもよいのではないかなと思いました。

【会 長】 普遍から具体へいくのではなく、具体から理念を考えるということですね。

【委 員】 子どもたちに、人権教室などで啓発させていただいていますと、必ず応えがあるような感じがして、そういう積み重ねが非常に大事だなという気がしております。

広報や新聞などで PR するほか、みんなが手で触って感じられるような人形などを作って啓発をやってみてはどうでしょうか。

また、人権擁護委員や男女共同参画の委員など、いくつか活動をさせていただく中で、それぞれはよい仕事をしていても、横のつながりがないと感じましたので、各種団体のつながりが必要だと思います。

【委 員】 基本理念は、人権尊重都市宣言や条例があって、この計画策定に至ったという経緯が反映されなければならないのではと思います。例えば、条例の前文と第1条の目的が、比較的わかりやすく具体的に書かれています。それを、基本理念としてもってきたらよいのではないのでしょうか。

ひとつは、条例の目的から「人権文化」ということば。そしてもうひとつは、条例の前文から、「個人の尊重」や「共生」ということばが大切なことばとして読み取れると思います。

【委 員】 活字になると、表面だけ流れてしまうという傾向があるのではと思います。理念を自覚し実践するのは、一人ひとりの問題ですが、それを市民の目線で具現化する手だては、きっちり押さえていく必要があると思います。言葉としては難しいと思いますが、心に訴えるものをつくりたいと思います。

【委 員】 私は、「少数の立場を大切にする」「社会的弱者を大切にする」ということを大事にしたいと思っています。数の論理・量の論理ではないだろうと思います。

学校教育において人権教育を語る場合に、同和教育は忘れることはできません。我々の先輩である教師が、差別や貧困の問題で子どもが学校へ未就学であることを見過ごさなかったことは、非常に大事なことであり、その考え方は、今でも学校教育の原理になっています。

例えば、朝学校へ行きますと、学校へ来ていない子どもがいる、「どうしたんやろな」とか「家で何かあったんかな」という思いというのは、結局、少数の立場とか少数の子を思う気持ち、その一人を大事にするという考え方につながっています。

今の長浜市にはその考え方が大事だと思っています。合併して、非常に大きな市になりました。大小さまざまな地域があります。言い換えると、長浜市という教室に、地域という生徒がたくさんいるわけです。それぞれの地域には、いろいろな課題があって願いがあります。「小さい地域だからこれはダメですよ」というのではなく、また「大きな地域はこうだから、長浜市はこうしますよ」というのではなく、「小さいところも大事にしていきますよ」というのが、大事だと思います。数の論理ではなく、「社会的弱者を大事にする」ということを改めて確認していく必要があるのではないかな

と思います。

【委員】 東京から転勤してきて思うことですが、長浜は地域の付き合いを非常に大事にされています。そういった機会に参加すると、いろいろな方とお話をさせていただけるなど感じています。

お付き合いの中で大切だなと思ったのは、「相手の存在を認める」こと、そして相手はどんな方なのかと「相手を理解する」こと、それがわかってくると、この方にはこういう付き合いをすればいいのだなど、その人との付き合い方もわかるのではないかと思います。つまりは、相手に対する「思いやり」だと思います。

【委員】 私は、効果的な啓発の仕方について頭を悩ませているところです。例えば、街頭で啓発活動をしていても、避けられたりすることがあり、市民の皆さんにどのように意識をもってもらうかが、難しいところだと思います。

また、よろず相談の相談員として、人権について相談を受けることがあります。的確な説明やアドバイスが難しいところです。こういう機会でもっともっと勉強をさせていただきたいと思います。

【会長】 皆さんから活発にいろいろなご意見をいただきありがとうございました。

市民の目線で身近なキャッチフレーズを考え、そこに具体的な説明・趣旨を加えていってはどうかと思います。いただいたご意見や条例等の趣旨をもとに、事務局の方でいくつか理念の案をまとめまして、次回の審議会でお示しし、また皆さんのご意見をいただきたいと思います。

2回目以降は、より具体的な内容に踏み込んで審議していくことになると思いますので、皆さんの活発なご意見をよろしく願いいたします。

では、事務局から、連絡事項などありましたらよろしくお願い致します。

【事務局】 貴重なご意見をありがとうございました。

皆さんからの具体的な意見を積み上げて、市の施策に反映させるということと、また基本理念にうたわれる部分から、庁内各部局を動かしていきたいという思いであります。

それから、本日ご欠席の委員さんからも、前もってご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。人権学習・啓発に力を入れていただきたい、職員のプライバシーへの配慮ができていないという指摘もいただいております。また地域ぐるみの子育て・子育て支援の必要性、労働者の人権については、会社によって取組みの格差があるのではといったご意見をいただいております。また次の機会にお話が伺えればと思っております。

次回の審議会は、来年1月18日(火)の午前10時開始でご予定をお願いします。また、次回の審議会までお時間がございますので、その間に何かご意見などございましたら、事務局へご連絡いただければと思います。本日はありがとうございました。